

岩手県告示第20号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨県南広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和6年1月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 奥州市水沢佐倉河地内（八幡谷地地区）並びに胆沢郡金ヶ崎町永栄地内（永栄地区）、三ヶ尻地内（三ヶ尻地区）及び永沢地内（上永沢地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年11月20日から令和6年2月29日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量